

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成27年1月19日(月)

3. 実施予定期日

認可後、平成27年4月1日(水)から実施。

4. 概要

平成27年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 概要

NTT東西は、平成26年度から平成28年度までの3年間の加入光ファイバ接続料について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いて算定を行い、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、平成26年4月9日に総務大臣の認可を受けている。

また、その際、平成25年度における費用と収入について、当初の見込額と実績値との乖離額を平成27年度の接続料原価に加えて接続料を算定すること(いわゆる乖離額調整)についても併せて接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定による総務大臣の許可を受けている。

本件申請は、既に認可を受けている平成27年度の接続料について、平成25年度における見込額と実績値との乖離額に係る乖離額調整を行うこと等により変更しようとするものである

変更申請の概要

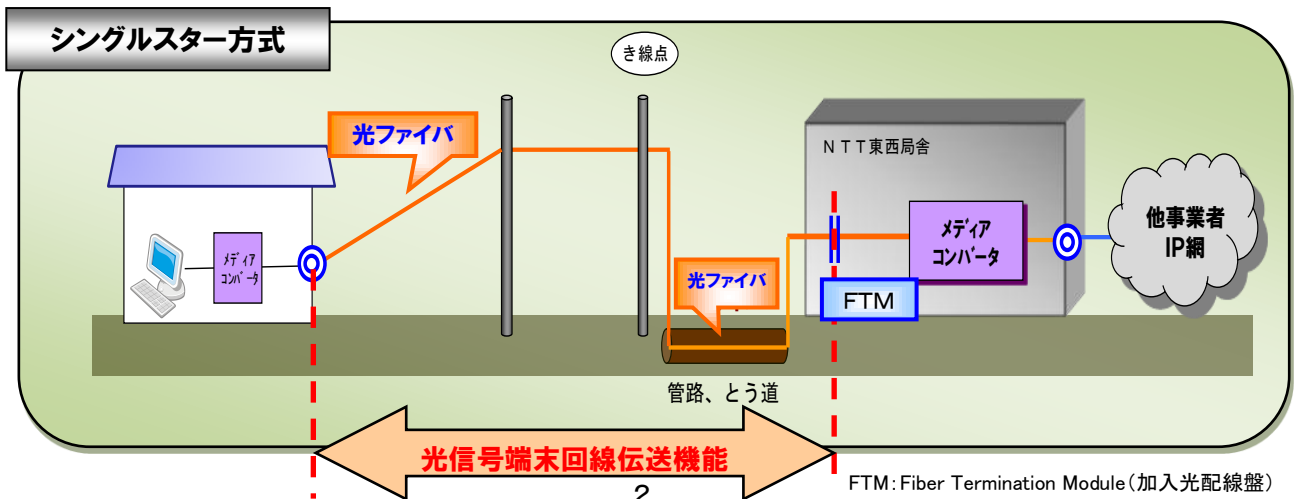
(タイプ1-1)^{※3}

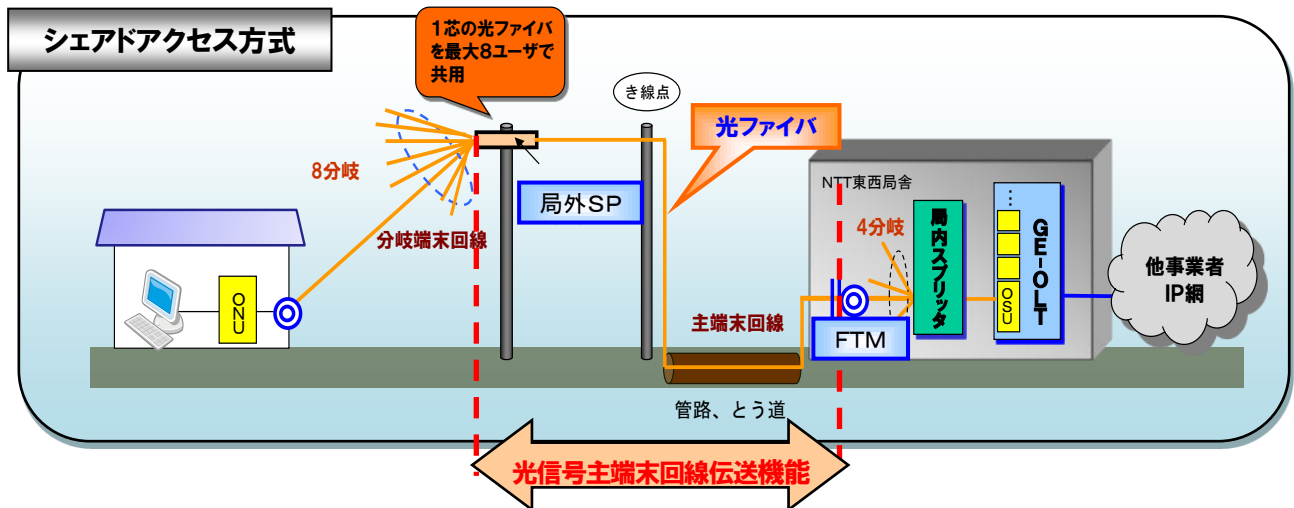
	NTT東日本		NTT西日本	
	(変更申請接続料) 27年度	(認可済接続料) 27年度	(変更申請接続料) 27年度	(認可済接続料) 27年度
シングルスター方式 ^{※1}	3,292 円 (5.7%)	3,115 円	3,353 円 (5.0%)	3,192 円
シェアドアクセス方式 ^{※1※2}	2,930 円 (5.4%)	2,781 円	2,947 円 (4.8%)	2,812 円

※1 括弧内の数字は、平成26年度接続料改定の際に認可された平成27年度接続料に対する増減率。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成27年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西:61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。





2. 乖離額調整

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、前回接続料算定期間(平成23年度～25年度)における加入光ファイバ接続料の認可の際には、当該接続料を将来原価方式で算定することが認められたことに加え、それを適用した場合に各年度の費用と収入の実績値に乖離が生じたときは、乖離額を翌々年度の接続料原価に算入する乖離額調整を行うことについても併せて接続料規則第3条ただし書の規定により特例的に許可された。

このため、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)における加入光ファイバ接続料については、その認可をした際に、平成26年度の接続料については平成24年度における乖離額の実績値を調整するとともに、平成27年度の接続料については平成25年度における乖離額を同年度上半期の実績値から下半期を予測して見込値として計算した上で調整することとされた。

本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
乖離額			H26AC	H27AC	H28AC	H29AC	H30AC	H31AC
		H25年度見込収支に基づく乖離額	調整	調整	調整	調整	調整	調整
		乖離額 (前期見込収支と実績収支の差額)	本件補正 申請の対象 乖離額	乖離額	乖離額	乖離額	乖離額	乖離額
					3			
						次回以降申請		

(1)平成25年度における見込額と実績値との乖離額の算定

上述のとおり、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)の接続料を認可した際には、平成27年度の接続料について、平成25年度における費用と収入を同年度上半期の実績値から下半期を予測した見込値として計算した上で接続料の算定に用いたが、本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で当該乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

■平成25年度における見込額と実績値との乖離額

		費用	収入	
NTT 東日本	見込額 ^{※1}	1,245 億円	1,200 億円	
	実績値	1,319 億円 ^{※2}	1,199 億円	
	差額	74 億円	▲1 億円	→ 乖離額 : 75 億円
NTT 西日本	見込額 ^{※1}	1,097 億円	1,019 億円	
	実績値	1,138 億円 ^{※2}	1,002 億円	
	差額	42 億円	▲17 億円	→ 乖離額 : 59 億円

※1 平成25年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

※2 NTT 東西ともに PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 2 億円を含む。

上記のように、NTT東日本においては、平成25年度の収入の実績値は概ね見込額と同水準であったものの、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を上回ったことにより費用の実績値が見込額を上回ったことから、結果として75億円の乖離が生じている。

また、NTT西日本においては、平成25年度の実績需要が予測を下回ったことにより収入の実績値が見込額を下回ったことに加え、NTT東日本と同様、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を上回ったことにより費用の実績値が見込額を上回ったことから、結果として59億円の乖離が生じている。

(2) シングルスター方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シングルスター方式に係る平成27年度の接続料原価は、平成25年度における見込額と実績値との乖離額のうち、①NTT 東西の局舎から利用者宅までの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本:34 億円、NTT西日本:22 億円）。これを平成27年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

■ 乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	34 億円	(41 億円)	75 億円
	1 芯当たり乖離額	177 円		
NTT 西日本	乖離額	22 億円	(37 億円)	59 億円
	1 芯当たり乖離額	161 円		

一芯当たり乖離額を算入したシングルスター方式の接続料は以下のとおり。

■ シングルスター方式の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成27年度 変更申請接続料	3,292 円	3,353 円
平成27年度 認可済接続料	3,115 円	3,192 円
乖離額 ^{※3}	177 円	161 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:61 円、西:69 円(平成27年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 平成25年度における見込額と実績値との乖離額。

(3)シェアドアクセス方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シェアドアクセス方式に係る平成27年度の接続料原価は、平成25年度における見込額と実績値との乖離額のうち、①NTT 東西の局舎から局外スプリッタまでの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本:41 億円、NTT西日本 37 億円）。これを平成27年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

■乖離額(シェアドアクセス方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	(34 億円)	41 億円	75 億円
	1 芯当たり乖離額		160 円	
NTT 西日本	乖離額	(22 億円)	37 億円	59 億円
	1 芯当たり乖離額		142 円	

一芯当たり乖離額を算入したシェアドアクセス方式の接続料は以下のとおり。

■シェアドアクセス方式の接続料^{※1※2} (タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成27年度 変更申請接続料	2,930 円	2,947 円
平成27年度 認可済接続料	2,781 円	2,812 円
乖離額 ^{※3}	160 円	142 円
局外スプリッタの前年適用 接続料と今回申請接 続料との差額 ^{※2}	▲11 円	▲7 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(平成27年度認可済接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西:61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

※3 平成25年度における見込額と実績値との乖離額。

(4) シェアドアクセス方式における複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料(いわゆるエントリーメニュー)の設定

本件申請では、(3)で乖離額調整を行ったシェアドアクセス方式の加入光ファイバ接続料を基に、平成27年度を適用開始時期とするエントリーメニューについても、情報通信行政・郵政行政審議会答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法(※)により、次のとおり設定されている。

※ エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、情郵審同答申を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。

開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

■エントリーメニューに係る接続料

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	H26年度適用開始分	
			NTT東日本	NTT西日本
H27年4月1日から H28年3月31日まで に適用する料金 ^{※1} (接続開始日から1年未満の場合)	2,362円 <+45円 ^{※2} >	2,375円 <+26円 ^{※2} >	2,317円	2,349円
H28年4月1日から H29年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H28年度の通常メニュー ^{※3} の接続料と同額(円 ^{※4})	H28年度の通常メニュー ^{※3} の接続料と同額(円 ^{※4})	H27年度の通常メニュー の接続料と同額	
H29年4月1日以降 に適用する料金 ^{※5} (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H29年度の通常メニュー ^{※3} の接続料 ^{※4} + 580円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H29年度の通常メニュー ^{※3} の接続料 ^{※4} + 585円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H28年度の 通常メニュー の接続料 + 502円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)	H28年度の 通常メニュー の接続料 + 511円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)

※1 乖離額調整後の料金。

※2 昨年度(平成26年度を適用開始時期とする接続料)との比較。

※3 「通常メニュー」とは、エントリーメニュー以外ではない通常の接続料をいう。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

※5 H28年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

2. メタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置

NTT 東西は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)報告書を受け、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法に関し、平成24年度に電柱等・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法の見直しを、また、平成25年度にはケーブル保守に係る施設保全費の配賦方法の見直しを実施している。平成26年度接続料改定で認可された接続料は、配賦方法見直し後の費用を基に算定されている。

また、メタル検討会報告書では、配賦方法の見直しが加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果を有することから、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講ずることが提言された。

本件申請に当たっては、平成27年度の接続料について激変緩和措置を行う必要があるため、NTT 東西より接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

3. PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成25年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:34億円、NTT西日本:61億円

※3 第一種指定設備管理部門の費用として計上した特別損失 NTT東日本:24億円、NTT西日本:40億円